

8.協働の推進にかかる取組状況**・防府市参画及び協働の推進に関する条例(第4章:第16条～第19条)**

(協働の推進)

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。
 2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

【取組み状況等】**協働推進員の配置**

平成29年1月に各所属に1名以上の協働推進員を配置し、協働に関する庁内の体制整備を行った。
 協働推進員は、各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進することを目的として設置するもの。

(選任状況 R2:54名、R1:53名、H30:55名、H29: 54名、H28: 52名)

- ・R2.2.19 協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、協働推進員連絡調整会議を開催。
 (市民活動支援センター職員による講話等)

(協働による事業の提案)

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

【取組み状況等】

協働事業提案制度の創設。平成29年度から制度運用開始。

令和元年度実施事業:1件

- ・市民提案型1件(野島の資源活用プロジェクト)

令和元年度協働事業候補採択:3件

- ・市民提案型3件(野島の観光資源付加価値創出プロジェクト)※3年目
 (地域での多文化共生推進事業)
 (防府焼物文化遺産活用事業)

(参考)

協働事業提案制度説明会及び事業報告会(H31.4.20開催)

協働事業提案制度公開プレゼンテーション(R1.9.27開催)

提案件数:3件

協働事業提案制度説明会(R2.4.18→中止)

協働事業提案制度公開事業報告会(R2.4.18→R2.9.30に延期)

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

【取組み状況等】

(市民等への取組み)

○各種講座、交流会等の開催(防府市市民活動支援センターでの取組み)

- ・まちづくりボランティア養成講座 9回 29名
夏休み子どもお仕事体験を実施。
- ・登録団体との連携講座 13回 参加者 延べ191名
- ・参画・協働を推進するための交流セミナーの実施
「地域で子どもを見守るしくみ」…民生児童委員研修と共同開催 70名
「プログラミングにチャレンジ！電子ブロックで遊ぼう」…徳山高等専門学校との共同開催 21名
「未来につながる話をしよう」…20～30代の交流 6名
「ハード、ソフト、そしてハート 障がいの有無に関わらず個性と能力を發揮する組織づくり」 33名
- ・円卓会議 2回 「地域の子どもを取り巻く現状や地域・子ども食堂の運営状況・課題などの情報共有」
- ・市民活動フェスタの開催(1日間) 協力団体20団体 来場者数約1,500名
- ・団体運営に必要なスキルアップ講座 6回 延べ120名
「自分でつくるはじめてのホームページ講座」 2回開催
「情報の伝え方～プレゼンテーションのあり方～」 2回開催
「みんなの参加を促す話し合いの作り方」
「「人」が集まる仕組みづくりセミナー」
- ・お悩み座談会 11回 延べ12名

(市長等への取組み)

○協働に関する職員研修

R1 2回 47名受講 ※協働推進員対象

○ファシリテーター養成研修

R1 1回 41(内32人市職員)名受講

※係長職員、市民活動団体、市民活動支援センター、社会福祉協議会、インターンシップ生

○協働の手引き作成

28年度に職員向けのものを作成し、全庁に共有。以降随時見直し。

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織(市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。)の充実に努めるものとする。

【取組み状況等】

○防府市市民活動支援センター

平成15年11月に市民活動の促進のため設置し、平成21年度から指定管理者制度を導入。

防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター部門を含む)の指定管理を受けたNPO法人市民活動さぽーとねっと管理・運営を行なっている。

市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用(会議室、印刷機器等)、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。